（拠点計画の記載事項）

第三条　法第四条第二項第六号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　拠点計画の名称

二　拠点計画に係る事務の実施体制

三　拠点計画の達成状況の評価に関する事項

四　その他参考となるべき事項

（認定拠点計画の公表）

第四条　主務大臣は、法第四条第三項の認定（法第五条第一項の変更の認定を含む。）をしたときは、当該認定の日付、当該認定を受けた者の名称及び当該認定を受けた拠点計画の内容を公表するものとする。

（軽微な変更）

第五条　法第五条第一項の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　同一年度内における文化観光拠点施設機能強化事業の実施時期の変更

二　前号に掲げるもののほか、拠点計画の実施に支障がないと主務大臣が認める変更

（拠点計画の変更の認定の申請）

第六条　法第五条第一項の規定による拠点計画の変更の認定を受けようとする者は、別記様式第二号による申請書を主務大臣に提出しなければならない。

（協議会を組織した旨の公表）

第七条　法第十一条第四項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

二　協議会における協議事項

（地域計画の認定の申請）

第八条　法第十二条第一項の規定による地域計画の認定の申請をしようとする者は、別記様式第三号による申請書を主務大臣に提出しなければならない。

（地域計画の記載事項）

第九条　法第十二条第二項第八号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　地域計画の名称

二　地域計画に係る事務の実施体制

三　地域計画の達成状況の評価に関する事項

四　その他参考となるべき事項

（認定地域計画の公表）

第十条　主務大臣は、法第十二条第四項の認定（法第十三条第一項の変更の認定を含む。）をしたときは、当該認定の日付、当該認定を受けた者の名称及び当該認定を受けた地域計画の内容を公表するものとする。

（軽微な変更）

第十一条　法第十三条第一項の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　同一年度内における地域文化観光推進事業の実施時期の変更

二　前号に掲げるもののほか、地域計画の実施に支障がないと主務大臣が認める変更

（地域計画の変更の認定の申請）

第十二条　法第十三条第一項の規定による地域計画の変更の認定を受けようとする者は、別記様式第四号による申請書を主務大臣に提出しなければならない。

附　則

この省令は、法の施行の日（令和二年五月一日）から施行する。

別記様式第１号（第２条関係）

拠点計画に係る認定申請書

年　月　日

文部科学大臣
国土交通大臣　殿

申請者
住　所
氏　名　印

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律第４条第１項の規定に基づき、別紙の計画について認定を申請します。

（備考）

１　「申請者」には、文化資源保存活用施設の設置者及び文化観光拠点施設機能強化事業を実施しようとする文化観光推進事業者を全て記載すること。

２　申請者が法人又は法人でない団体である場合にあっては、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。

３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

４　氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。